

赤穂市障がい者福祉長期計画

第4次赤穂市障がい者福祉プラン

第7期赤穂市障がい福祉計画

第3期赤穂市障がい児福祉計画

【概要版】

令和6（2024）年3月

1 計画策定の趣旨

障がいの重度化や重複化、障がいのある人および家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化し、障がいのある人を取り巻く状況が変化していることから、国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を始期とする「第4次赤穂市障がい者福祉プラン・第7期赤穂市障がい福祉計画・第3期赤穂市障がい児福祉計画」（これら3計画を総称して「赤穂市障がい者福祉長期計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

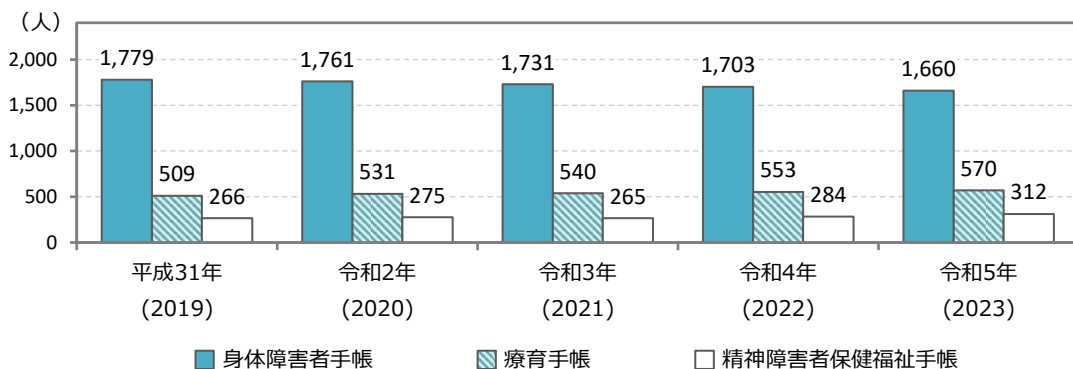
- 「障がい者福祉プラン」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。
- 「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。
- 「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

3 計画の期間

- 「第4次赤穂市障がい者福祉プラン」の期間については、6年間とします。
- 「第7期赤穂市障がい福祉計画」・「第3期赤穂市障がい児福祉計画」の期間については、3年間とします。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第4次障がい者福祉プラン（6年間）					
第7期障がい福祉計画（3年間）			第8期障がい福祉計画		
第3期障がい児福祉計画（3年間）			第4期障がい児福祉計画		

4 障がい者手帳所持者数の推移



資料：赤穂市（各年3月31日現在）

5 基本理念

障がいの有無に関わらず、だれもが尊重しあえる 思いやりに満ちたやさしい共生社会の実現

障がいのある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現を目指します。

6 基本目標

基本目標 1

共に生きるための理解と交流の促進

障がいのある人が、いつまでも地域で自立しながら暮らし続けられるためには、地域で共に暮らす市民のさまざまな障がいおよび障がいのある人に対する理解が不可欠です。そのため、すべての市民を対象として、障がいおよび障がいのある人への理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることができる「心のバリアフリー」の推進や福祉教育、ボランティアの推進等、共に支えあう地域社会の構築を推進します。

また、障がいの有無に関わらず交流できる場や、スポーツ・文化芸術に参加できる機会を提供することで、障がいのある人が社会に参画できる環境づくりを進めます。

基本目標 2

いつまでも安心して暮らせる地域づくり

障がいのある人が、住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らし続けられるためには、個々の障がいの特性や年齢、ライフスタイルに応じた生活支援体制を整える必要があります。

そのため、情報提供や相談支援体制の充実を図り、障がいのある人が自ら意思決定できるよう支援するとともに、福祉サービスの充実や誰もが住みやすい生活環境づくり、権利擁護の推進等、障がいのある人の日々の暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

基本目標 3

一人ひとりに応じた働き方への支援

障がいのある人が、地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲を持つ障がいのある人が、障がいの種別や特性に応じた働き方ができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労に、一般就労が困難な人には福祉的就労の場の確保および工賃の向上に取り組み、障がいのある人の雇用・就労を促進します。

基本目標 4

保健・医療体制の充実

障がいの原因となる疾病等の予防および早期発見・早期対応に努めるとともに、出生時から高齢期まで、ライフステージに応じた必要な保健・医療サービスやリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わるさまざまな関係機関と連携を図ることで、保健・医療体制の充実に取り組みます。

基本目標 5

子どもの健やかな成長のための支援

障がいのある子どもとその家族等のニーズや多様な生活課題に応じた相談支援体制の強化や福祉サービスおよび療育体制の充実を推進します。

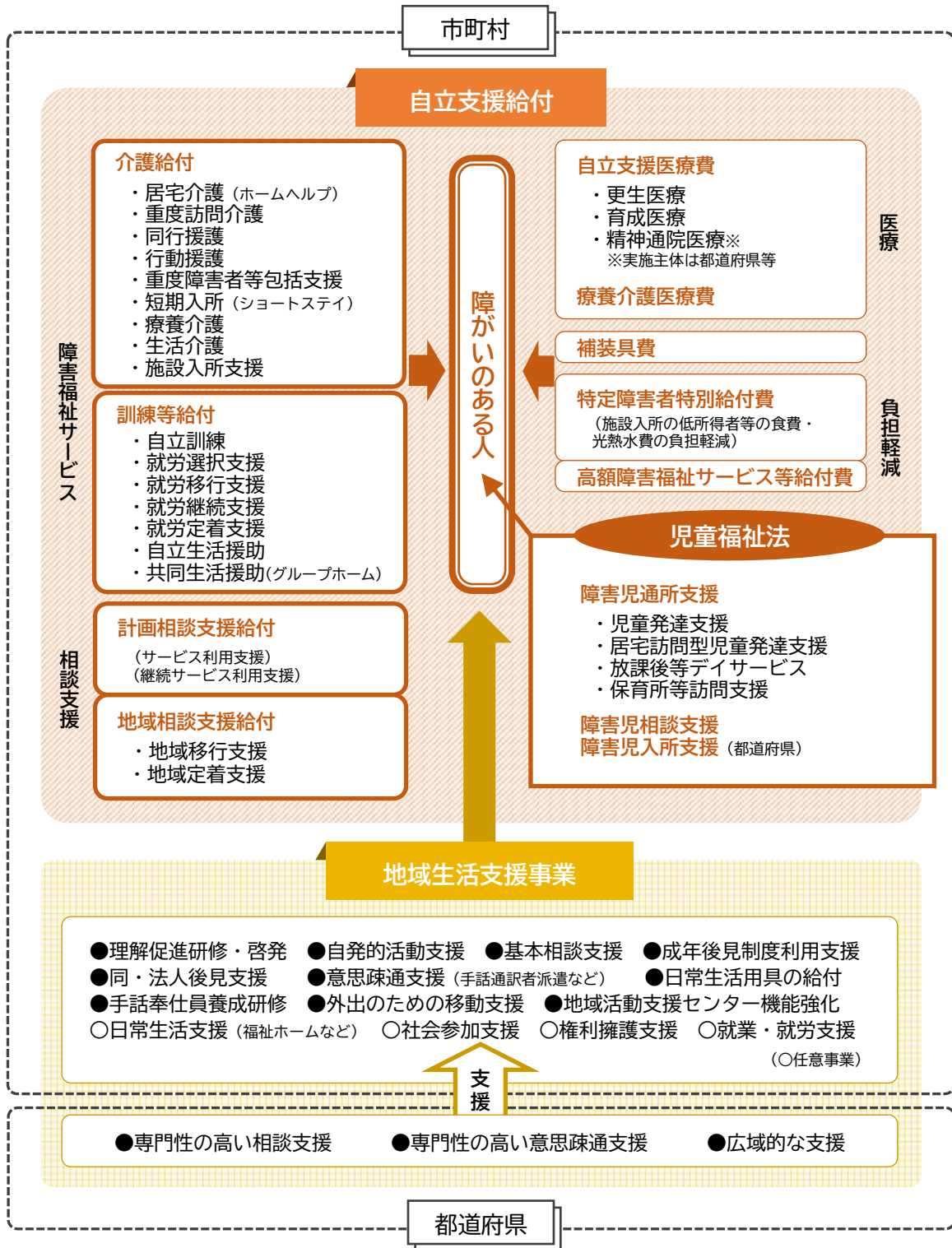
また、障がいのある子どもが、その年齢や個性に応じて、必要とする教育・療育が受けられるよう、学校園所における特別支援教育等の充実を図り、子どもたちの将来を見据えた健やかな成長につながるよう取り組みます。

7 施策の展開

基本目標	施策の内容	施策・事業
基本目標1 共に生きるための理解と交流の促進	1-1 障がいに対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報媒体における周知・啓発 ● 市民等を対象とした研修の実施 ● 当事者団体等の周知・啓発 ● 障がい者週間等における周知・啓発 ● 各種福祉大会・イベントの開催拡充 ● 人権教育の推進 ● 福祉教育の推進 ● 手話の普及・啓発（新規）
	1-2 福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの育成・活動支援 ● ボランティアセンター等との連携促進 ● 災害ボランティアの育成 ● 赤穂市社会福祉協議会との連携強化 ● 各種団体等との連携強化 ● 関西福祉大学との連携強化 ● 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員の活動支援 ● 福祉実習生の受け入れの推進 ● 事業所における福祉人材の確保
	1-3 参画・協働と交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 大会等を活用した障がい者団体の参加促進 ● スポーツを通じた交流の促進 ● ニュースポーツの普及 ● 障がいのある人とない人との交流 ● 行政施策への参加・参画の促進 ● 円滑に投票できる施策の実施 ● ユニバーサル社会づくりの推進、参加促進 ● 地域活動への参加促進
	1-4 文化芸術、スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種スポーツ・文化活動への参加促進 ● スポーツ・文化施設環境の充実 ● スポーツ指導者等の確保 ● 総合型地域スポーツクラブの普及・啓発 ● 生涯学習の充実 ● 生涯学習施設の計画的改修
基本目標2 いつまでも安心して暮らせる地域づくり	2-1 相談・情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹相談支援センターの充実 ● 赤穂市障害者自立支援協議会の円滑な運営 ● 総合的な相談体制の構築 ● ピアカウンセリングの推進および養成 ● 気軽な相談方法の導入（拡充） ● 相談窓口の周知（新規） ● 情報提供の充実 ● 地域総合援護システムの推進 ● 地域包括支援センターによる総合相談の充実 ● 相談支援事業所の充実（拡充）
	2-2 障害福祉サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスの充実 ● 地域生活支援事業の充実 ● 障害者総合支援法以外のサービスの充実 ● 重度・重複障がいに対応した生活支援の充実 ● 介護家族者への支援 ● 発達障がいのある人への支援の充実（新規） ● 障がいのある人、介助者の高齢化に対する支援

	2-3 安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●人にやさしい福祉のまちづくりの推進 ●外出支援の充実 ●移動支援の充実（拡充） ●住宅のバリアフリー化の推進 ●グループホームの確保（新規） ●市営住宅の整備・活用
	2-4 防災・防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿の登録促進 ●防災意識の啓発 ●災害時対応の検討 ●安心見守りコールの周知・啓発 ●消費生活センターとの連携強化
	2-5 経済的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ●所得の保障に関する制度の周知 ●医療費負担の軽減 ●経済的な支援策の周知
	2-6 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法、障害者虐待防止法の周知・啓発 ●福祉サービス利用援助事業 ●成年後見制度の周知・活用 ●虐待ゼロに向けた取組の推進
基本目標3 一人ひとりに 応じた働き方 への支援	3-1 一般就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ●就業支援や職業訓練の周知・啓発（新規） ●さくら園の運営 ●働きやすく・働き続けられる環境づくり（新規） ●就業に関する相談の充実
	3-2 福祉的就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉的就労の場の確保・充実 ●優先発注の推進 ●さくら園の運営（拡充）
基本目標4 保健・医療 体制の充実	4-1 保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診等、保健事業の充実 ●市民健康づくり事業、健康増進事業の充実 ●こころのケアの推進
	4-2 医療とリハビリテーション体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●かかりつけ医の普及・啓発 ●小児医療の充実 ●歯科診療体制の継続
基本目標5 子どもの 健やかな 成長のための 支援	5-1 療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●療育体制の充実 ●障害児相談支援の充実 ●放課後の居場所の整備 ●途切れない支援の推進 ●障がいのある子どもに関する相談支援の充実
	5-2 特別支援教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい児保育の推進 ●教育指導体制の充実 ●指導内容の充実 ●学校等施設のバリアフリー化の推進 ●アフタースクール（放課後児童健全育成事業）の充実

■障害福祉サービス等の体系（概念図）



9 障がい福祉計画の成果目標

■主な目標値

項目		現状値	目標値 (令和8年度)
(1) 地域生活支援の充実	コーディネーターの配置人数	1人	2人
	運用状況の検証・検討	1回/年	1回/年
(2) 福祉施設から一般就労への移行 年間一般就労移行者数	移行支援事業	4人	5人
	就労継続支援A型	0人	1人
	就労継続支援B型	3人	4人

※国の基本指針に基づき令和8年度を目標年度として設定した数値です。

10 障害福祉サービス等の見込み

■障害福祉サービスの見込み

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問系サービス	居宅介護	人/月	62	64	65
		時間/月	742	762	772
	重度訪問介護	人/月	1	1	1
		時間/月	15	15	15
	同行援護	人/月	19	19	19
		時間/月	509	509	509
行動援護	人/月	3	3	3	
	時間/月	25	25	25	
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	
	時間/月	0	0	0	

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居住系サービス	自立生活援助	人/月	0	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	人/月	52	54	56
	(うち重度障がい者数)	人/月	25	26	27
	施設入所支援	人/月	64	64	64

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援	計画相談支援	人/月	125	127	129
	地域移行支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	0	0	0

■障がい児福祉サービスの見込み

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人/月	110	110	110	
	人日/月	600	600	600	
放課後等デイサービス	人/月	115	115	115	
	人日/月	1,100	1,100	1,100	
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	
	人日/月	1	1	1	

項目		単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	123	124	125	
	人日/月	2,351	2,371	2,391	
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	
	人日/月	14	14	14	
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	
就労選択支援	人/月	—	0	0	
就労移行支援	人/月	3	4	5	
	人日/月	54	71	87	
就労継続支援 A型	人/月	65	66	67	
	人日/月	1,329	1,349	1,369	
就労継続支援 B型	人/月	149	151	154	
	人日/月	2,337	2,377	2,437	
就労定着支援	人/月	3	4	5	
療養介護	人/月	10	10	10	
短期入所 (福祉型)	人/月	24	25	26	
	人日/月	236	246	256	
短期入所 (医療型)	人/月	1	1	1	
	人日/月	4	4	4	

■地域生活支援事業の見込み

必須事業														
項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度					
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1				
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有		自立生活支援用具	件/年	5	5	5				
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施の有無	有	有		在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5				
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有		情報・意思疎通支援用具	件/年	6	6	6				
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有		排泄管理支援用具	件/年	995	995	995				
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	2	2		居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1				
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有	移動支援事業	人/年	24	24	24					
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	135	140	145	時間/年	1,610	1,610	1,610					
	手話通訳者設置事業	人	1	1	2	センター事業	地域活動支援	赤穂市	か所	2	2	2		
手話奉仕員養成研修事業	研修終了者数	15	17	20	人/年			105	108	110				
										他市町	か所	1	1	1
										人/年	7	7	7	7

任意事業									
項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	22	22	22	訪問型歩行訓練事業	人/年	0	0	0
	回/年	700	700	700					
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1

11 計画の推進体制

障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

発行・編集：赤穂市
 〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地
 TEL 0791-43-6833 Fax 0791-45-3396
 URL <http://www.city.ako.lg.jp>
 発行年月：令和6(2024)年3月